

○八千代市建築協定条例施行規則

昭和 49 年 12 月 11 日

規則第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八千代市建築協定条例(昭和 49 年八千代市条例第 33 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築協定の公告)

第 2 条 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 71 条の規定による建築協定書が提出された旨及びそれを縦覧に供する旨の公告は、八千代市公告式条例(昭和 29 年八千代市条例第 15 号)の例による。

2 前項の規定は、法第 74 条の規定による建築協定変更の場合に準用する。

(昭 60 規則 9・一部改正)

(建築協定の縦覧)

第 3 条 法第 71 条、第 73 条第 3 項及び第 74 条第 2 項の規定による建築協定書の縦覧場所、縦覧日及び縦覧時間は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 縦覧場所 都市整備部建築指導課

(2) 縦覧日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始(1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで)を除く日

(3) 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(平成規則 29・平 3 規則 25・平 5 規則 8・平 9 規則 37・平 18 規則 41・一部改正)

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(昭 60 規則 9・旧第 5 条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年規則第 9 号)

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年規則第 29 号)

この規則は、平成元年 7 月 30 日から施行する。

附 則(平成 3 年規則第 25 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 8 号)

この規則は、平成 5 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 9 年規則第 37 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成 18 年規則第 41 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。